

【質問】政府の受動喫煙の防止策について教えてください。

(33歳、女性)



## 受動喫煙防止

【回答】「望まない受動喫煙の防止」を目的として、2020年4月1日から改正健康増進法が全面施行されています。厚生労働省

# 改正法4月に全面施行

5千人が、肺がん、脳卒中、心筋梗塞、乳幼児突然死症候群などの疾患で死亡

## 「マナー」から「ルール」へ

れるようになりました。多数の人が利用する施設や、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店などの施設では、原則屋内禁煙となっています。喫煙室を設けることは許可されますが、学校、病院、児童福祉施設、行政機関などは、屋外を含めた敷地内

喫煙可・飲食提供可(シガーバーやたばこ販売所、公共喫煙施設などの特定目的施設に限定)(4)喫煙可能室(喫煙可・飲食提供可(経過措置として、即座の喫煙専用室などの設置が難しい小規模の特定飲食提供施設に限定)です。

の報告によると、15年度の喫煙による社会的損失額の推計は2兆500億円です。内訳は▽医療費1兆6900億円▽介護費2600億円▽たばこによる火災などの関連費1千億円です。

加えて、喫煙者本人の寿命を男性では8年、女性

では10年短くするといわれています。また、今回の新型コロナウイルス感染症では、喫煙者がより重症化するといわれており、喫煙所は「3密(密閉、密集、密接)」となる場所です。注意が必要です。

せいで済んだとの推計があります。受動喫煙が原因の医療費は、3300億円と報告されています。禁煙、受動喫煙の防止は社会的損失を防ぐ最良の方法です。

での喫煙が禁止です。許可される喫煙室は4種類に分けられます。(1)喫煙専用室(喫煙可・飲食提供不可)(一般的な事業者が設置)(2)加熱式たばこ専用喫煙室(加熱式たばこのみ喫煙可・飲食提供可(経過措置として、一般的な事業者が設置)(3)喫煙目的室(

喫煙できる場所には掲示板を設置し、周知しなければなりません。違反すると、喫煙者のみならず施設管理者にも責任が及びます。喫煙者の受動喫煙に対する配慮は「マナー」から「ルール」へと変わりました。喫煙者だけでなく、喫煙場所を提供する事業者においても、改正健康増進法を守らなければ違法となります。法を順守した喫煙を行ってください。

(県医師会)

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。